

多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）沿線のまちづくり（仮称）有識者検討会 設置要綱

（目的）

第1条 多摩都市モノレールの上北台～箱根ヶ崎間について、延伸部の開業を見据え新たな働き方・暮らし方のモデルとなる魅力あふれるまちづくりを検討・推進するため、「多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）沿線のまちづくり（仮称）有識者検討会」（以下、有識者検討会）を設置する。

（所掌事項）

第2条 有識者検討会は、次の事項について検討する。

- （1）多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）沿線のまちづくりに関する事項
- （2）その他必要と認める事項

（構成）

第3条 有識者検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 有識者検討会には、座長を置く。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 座長は、有識者検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 有識者検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 有識者検討会は原則非公開とするが、議事要旨については公表する。

（守秘義務）

第5条 委員又は第4条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第6条 有識者検討会の運営に関する事務は、都市整備局都市づくり政策部開発企画課が行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附則

この要綱は、令和5年6月7日から施行する。

多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）沿線のまちづくり（仮称）有識者検討会 委員

学識経験者
東京大学 教授 小泉 秀樹(座長)
日本大学 教授 大沢 昌玄
WAmazing 株式会社 代表 加藤 史子
多摩大学 教授 長島 剛
名古屋大学 客員准教授 平山 雄太
特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事 佐藤 留美
横浜市立大学 教授 三輪 律江
行政関係者
東京都都市整備局 まちづくり調整担当部長
東大和市 まちづくり部長
武蔵村山市 都市整備部長
瑞穂町 都市整備部長

※必要に応じ、適宜見直しできるものとする

(事務局)

東京都都市整備局都市づくり政策部開発企画課